

第107回

定時株主総会

招集ご通知

開催 日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催 場所

東京都品川区東五反田
二丁目18番1号
大崎フォレストビルディング
2階会議室

書面(郵送)及びインターネットによる議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時15分まで

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意
はございませんので、あらかじめご了承ください
ますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止
の観点から、書面またはインターネット等によ
り事前に議決権を行使いただき、株主様の健
康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場
をお控えいただくようお願い申し上げます。



グループの経営思想について

経営理念

常に新しい価値を創造し、
持続可能な社会の実現を
希求して、人類の幸福に貢献します。

<信条>

- 品格を重んじ、あらゆる事に
日々公明正大に努めます。
- 一人ひとりの力を最大限に発揮し、
自己の成長と共に社会の繁栄に
努めます。

<ビジョン>

世界中の人に必要とされる
斬新で革新的な技術と
商品を提供するグループを
目指します。



目次

第107回定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

議決権の行使方法についてのご案内	5
------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役11名選任の件	8
第3号議案 監査役3名選任の件	16

(添付書類)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	20
II 会社の現況	35

連結計算書類	51
--------	----

計算書類	54
------	----

監査報告書	57
-------	----

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

●連結計算書類の連結注記表

●計算書類の個別注記表

当社URL <https://www.tskg-hd.com/>

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

株主各位

証券コード 5901
2020年6月10日

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐グループホールディングス株式会社

取締役社長 大塚 一 男

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため適切な対策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日時	2020年6月25日(木曜日) 午前10時
2.	場所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号 大崎フォレストビルディング2階会議室

3.	会議の目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第107期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第107期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役11名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役3名選任の件</p>
4.	議決権の行使方法についてのご案内	5頁から6頁に記載の「議決権の行使方法についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tskg-hd.com/>) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

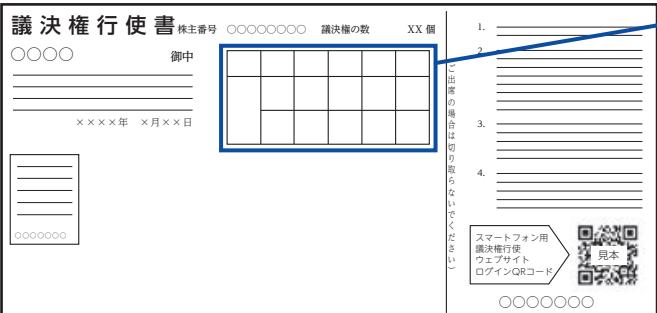
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、入場前的手指消毒をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により先に記載した対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tskg-hd.com/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2020年6月25日（木曜日） 午前10時</p>	 <p>書面で議決権を行使する方法</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年6月24日（水曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2020年6月24日（水曜日） 午後5時15分完了分まで</p>
--	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 否認する場合 >> **【否】** の欄に○印

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員否認する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

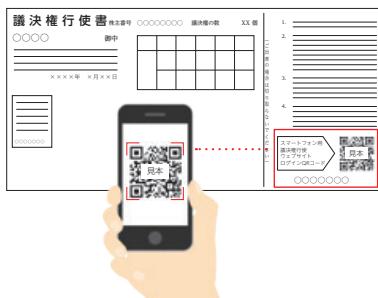
書面およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

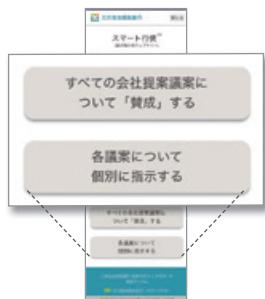
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。
パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。

当連結会計年度は、多額の特別損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益が5億20百万円の損失となりましたが、当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」期間は、1株当たり年間14円以上とすることとしております。

つきましては、当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額1,316,503,426円

なお、中間配当金として1株につき7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

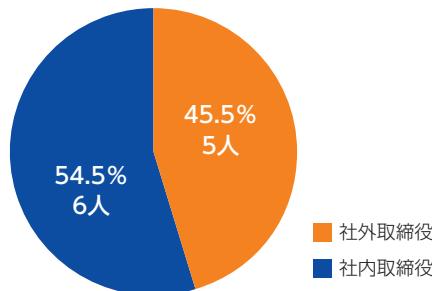
第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役12名全員(うち社外取締役5名)は任期満了となります。つきましては、取締役11名(うち社外取締役5名)の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

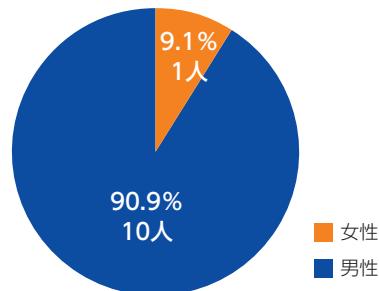
候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	第107期における取締役会出席回数
1	おお つか いち お 大 塚 一 男	代表取締役社長 グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長 再任	13回/13回 (100.0%)
2	すみ だ ひろ ひこ 隅 田 博 彦	取締役副社長 東洋鋼板株式会社経営担当 再任	13回/13回 (100.0%)
3	そえ じま まさ かず 副 島 正 和	取締役常務執行役員 経営戦略機能統轄兼 経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 再任	13回/13回 (100.0%)
4	むろ はし かず お 室 橋 和 夫	取締役常務執行役員 CSR・人事・人材開発および グループリスク・コンプライアンス担当 再任	13回/13回 (100.0%)
5	お がさわら こう き 小笠原 宏 喜	取締役常務執行役員 秘書・総務・法務・情報システムおよび グループ情報管理担当 再任	13回/13回 (100.0%)
6	かた やま つた お 片 山 傳 生	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)
7	あさ つま けい 浅 妻 敬	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)
8	すず き ひろし 鈴 木 博	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)
9	たに ぐち ま み 谷 口 真 美	取締役 再任 社外 独立	10回/10回 (100.0%)
10	なか むら たく じ 中 村 琢 司	常務執行役員 グループ技術開発機能統轄兼 イノベーション推進室長 新任	-
11	こ いけ とし かず 小 池 利 和	- 新任 社外 独立	-

- (注) 1. 取締役谷口真美氏は、2019年6月25日開催の第106回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は10回となります。
 2. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。
 3. 当社は、片山傳生氏、鈴木博氏および谷口真美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、小池利和氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
 4. 浅妻敬氏は、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

(ご参考) 議案が承認された場合の取締役に
占める社外取締役の比率



(ご参考) 議案が承認された場合の取締役に
占める女性取締役の比率



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>おお つか いち お 大塚 一男 (1959年11月24日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 15,900株 在任年数 2年</p>	<p>1983年 4月 当社入社 2005年 6月 当社広島工場長 2006年 6月 Asia Packaging Industries (Vietnam) Co., Ltd.副社長 2007年 6月 当社生産本部生産技術部長 2009年 6月 当社生産本部品質保証部長 2011年 6月 当社海外事業本部海外事業部長 2012年 4月 Next Can Innovation Co., Ltd.取締役社長 2013年 4月 東洋製罐株式会社執行役員 Next Can Innovation Co., Ltd.経営担当 2014年 4月 当社執行役員 当社事業企画・CSR担当および経営企画部長兼海外事業企画部長 2014年 6月 当社事業企画・CSR担当および経営企画部長 2015年 4月 当社常務執行役員 当社経営戦略担当およびIR担当 当社経営企画部長 2016年 4月 東洋製罐株式会社取締役専務執行役員 同社社長付 2016年 6月 同社代表取締役社長 2018年 4月 当社特別顧問 2018年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る 2019年 4月 当社グループリスク・コンプライアンス委員長 現在に至る 当社グループ環境委員長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ Crown Seal Public Co., Ltd.取締役</p>
<p>取締役候補者とした理由 大塚一男氏は、当社の代表取締役社長として経営を担ってきたほか、長年にわたり生産技術部門・海外事業部門・経営企画部門などで培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	すみ だ ひろ ひこ 隅 田 博 彦 (1956年8月21日生) 再任	1991年2月 三菱商事株式会社入社 2003年1月 同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャー 2008年4月 同社生活産業グループCIO 2011年2月 東洋鋼鈹株式会社入社 2011年4月 同社執行役員 同社社長室担当兼社長室長 2012年4月 同社経営企画担当兼事業開発部長 2012年6月 同社取締役 2013年4月 同社経営企画担当 2014年6月 同社代表取締役社長 当社執行役員 2018年6月 当社取締役副社長 現在に至る 当社東洋鋼鈹株式会社経営担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 4,800株 在任年数 2年	(重要な兼職の状況) ・東洋鋼鈹株式会社取締役
取締役候補者とした理由 隅田博彦氏は、グループ会社の代表取締役社長として経営を担ってきた豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。		
3	そえ じま まさ かず 副 島 正 和 (1965年11月23日生) 再任	1988年4月 当社入社 2010年6月 当社管理本部経理部部長 2012年4月 Can Machinery Holdings, Inc.取締役 現在に至る 2013年4月 当社経理部長 2015年5月 当社経営企画部長 2016年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 現在に至る 当社経営戦略担当およびIR担当 2019年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社経営戦略機能統轄兼IR・グループ調達担当 2020年4月 当社経営戦略機能統轄兼経理・財務およびIR・グループ調達戦略担当 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 1,300株 在任年数 3年	取締役候補者とした理由 副島正和氏は、長年にわたり経理・経営企画部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<p>むろ はし かず お 室橋和夫 (1963年9月24日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 4,900株</p> <p>在任年数 3年</p>	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2009年6月 当社生産本部清水工場長</p> <p>2010年10月 当社生産本部静岡工場長</p> <p>2012年4月 当社管理本部勤労部長</p> <p>2013年4月 東洋製罐株式会社経営管理本部総務人事部長</p> <p>2015年7月 同社経営管理本部人事部長</p> <p>2016年4月 当社人事部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員</p> <p>2017年6月 当社取締役 現在に至る 当社総務・人事担当</p> <p>2018年6月 当社秘書・人事担当</p> <p>2019年6月 当社秘書・人事およびグループリスク・コンプライアンス担当</p> <p>2019年10月 リスク危機管理統括室長</p> <p>2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社CSR・人事・人材開発およびグループリスク・コンプライアンス担当 現在に至る</p> <p>取締役候補者とした理由 室橋和夫氏は、長年にわたり人事・労務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>
5	<p>お がさわら こう き 小笠原宏喜 (1965年11月6日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 3,500株</p> <p>在任年数 2年</p>	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2012年4月 当社管理本部総務部部长</p> <p>2013年4月 当社総務部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員</p> <p>2018年6月 当社取締役 現在に至る 当社総務・法務担当</p> <p>2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る 当社秘書・総務・法務・情報システムおよびグループ情報管理担当 現在に至る</p> <p>取締役候補者とした理由 小笠原宏喜氏は、長年にわたり総務部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>かた やま つた お 片山 傳生 (1949年 4月24日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 1,300株</p> <p>在任年数 5年</p>	<p>1983年 4月 同志社大学工学部専任講師</p> <p>1986年 4月 同大学工学部助教授</p> <p>1991年 4月 同大学工学部教授</p> <p>2004年 4月 同大学副学長</p> <p>2008年 4月 同大学生命医科学部医工学科教授</p> <p>2015年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>2020年 4月 同大学名誉教授 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同志社大学名誉教授
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>片山傳生氏は、長年にわたり工学および生命医科学の大学教授として培った専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>	
7	<p>あさ つま けい 浅妻 敬 (1970年 9月 5日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p> <p>在任年数 4年</p>	<p>1997年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 現在に至る 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)入所 現在に至る</p> <p>2005年 1月 同所パートナー 現在に至る</p> <p>2016年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
	<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>浅妻敬氏は、弁護士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	すずき ひろし 鈴木博 (1952年9月17日生) 再任 社外 独立	1975年4月 東京国税局入局 2000年7月 税務大学校教授 2002年7月 東京地方裁判所裁判所調査官 2004年7月 東京国税局調査四部統括国税調査官 2005年7月 佐久税務署長 2006年7月 東京国税局課税一部国税訟務官室主任訟務官(国際班) 2008年7月 東京国税局課税一部審理課長 2009年7月 東京国税不服審判所部長審判官 2011年7月 東京国税局総務部税務相談室長 2012年7月 千葉東税務署長 2013年8月 税理士登録 現在に至る 税理士事務所開設 現在に至る 2017年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役 現在に至る
	取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 800株 在任年数 2年	(重要な兼職の状況) ・税理士
	社外取締役候補者とした理由 鈴木博氏は、国税庁・東京国税局における長年の専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。	
9	たに ぐち ま み 谷口真美 (1966年6月8日生) 再任 社外 独立	1996年4月 広島経済大学経済学部専任講師 1999年4月 同大学同学部助教授 2000年4月 広島大学大学院社会科学研究所マネジメント専攻助教授 2003年4月 早稲田大学商学部および同大学商学研究科助教授 2007年4月 同大学大学院商学研究科助教授 2008年4月 同大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授 現在に至る 2019年6月 当社取締役 現在に至る
	取締役会への出席状況 10回/10回(100.0%) 所有する当社株式の数 0株 在任年数 1年	(重要な兼職の状況) ・早稲田大学商学学術院および同大学大学院商学研究科教授
	社外取締役候補者とした理由 谷口真美氏は、国際経営論の大学教授としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 2em; text-align: center;">10</p>	<p style="text-align: center;">なかむらたくし 中村琢司 (1963年12月27日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">新任</p>	<p>1988年 4月 東洋鋼板株式会社入社 2004年 8月 同社製膜部長 2009年 4月 同社ラミネート部長 2010年 4月 同社ラミネート・製膜工場長 2012年 4月 同社化成品事業部長 同社生産担当補佐 同社化成品部長 2013年 1月 同社技術企画部長 2016年 4月 同社執行役員 同社技術開発担当補佐 2017年 4月 同社技術開発部門長補佐 2018年 4月 同社技術研究所長 2019年 4月 当社執行役員 当社イノベーション推進室長 現在に至る 当社グループ技術開発機能統轄補佐 2019年11月 当社グループ技術開発機能統轄 現在に至る 2020年 4月 当社常務執行役員 現在に至る</p>
	<p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>(重要な兼職の状況) ・TOMATEC株式会社取締役</p>
	<p>取締役候補者とした理由 中村琢司氏は、長年にわたり技術開発部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	<p>こ いけ とし かず 小池利和 (1955年10月14日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1979年 4月 ブラザー工業株式会社入社 1992年10月 ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役 2000年 1月 同社取締役社長 2004年 6月 ブラザー工業株式会社取締役 2005年 1月 ブラザーインターナショナルコーポレーション(U.S.A.) 取締役会長 2005年 4月 ブラザー工業株式会社取締役常務執行役員 2006年 4月 同社専務執行役員 2006年 6月 同社代表取締役専務執行役員 2007年 6月 同社代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ブラザー工業株式会社代表取締役会長</p>
	<p>社外取締役候補者とした理由 小池利和氏は、長年にわたりグローバル企業グループの経営者として主力事業の成長を担うなどの豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。</p>	

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏、谷口真美氏および小池利和氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役との責任限定契約の概要

(1) 片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏および谷口真美氏と当社との間では、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏および谷口真美氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 本議案において小池利和氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記(1)と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

4. **独立**は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

5. 当社は、片山傳生氏、鈴木博氏および谷口真美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、小池利和氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

6. 浅妻敬氏は、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役大川邦夫氏、小西龍作氏および波光史成氏の3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名(うち社外監査役2名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

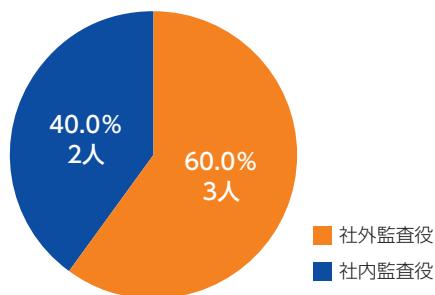
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	第107期における取締役会出席回数	第107期における監査役会出席回数
1	は とう ふみ なり 波 光 史 成	監査役 再任 社外 独立	13回/13回 (100.0%)	14回/14回 (100.0%)
2	ご ぶん まさ し 後 分 雅 史	取締役 社長付 新任	13回/13回 (100.0%)	-
3	あか まつ いく こ 赤 松 育 子	- 新任 社外 独立	-	-

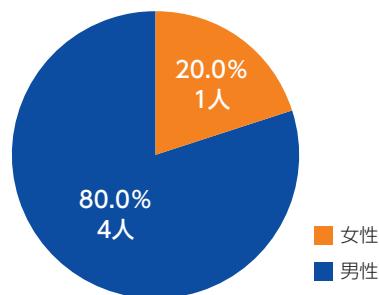
(注) 1. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。

2. 当社は、波光史成氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、赤松育子氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(ご参考) 議案が承認された場合の監査役に占める社外監査役の比率



(ご参考) 議案が承認された場合の監査役に占める女性監査役の比率



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>は こう ふみ なり 波 光 史 成 (1969年 9 月 5 日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 監査役会への出席状況 14回/14回(100.0%) 所有する当社株式の数 2,100株 在任年数 4年</p>	<p>1994年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年 4 月 公認会計士登録 現在に至る 2000年10月 波光公認会計士事務所開設 2004年 9 月 税理士登録 現在に至る 2011年 6 月 税理士法人青山トラスト(現税理士法人レゾンパートナーズ)開設 同社代表社員 現在に至る 2016年 6 月 当社監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・公認会計士・税理士(税理士法人レゾンパートナーズ代表社員) ・昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)</p>
	<p>社外監査役候補者とした理由 波光史成氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者としております。</p>	
2	<p>ご ぶん まさ し 後 分 雅 史 (1956年 4 月11日生)</p> <p>新任</p> <p>取締役会への出席状況 13回/13回(100.0%) 所有する当社株式の数 19,820株</p>	<p>1979年 4 月 当社入社 2004年10月 当社管理本部情報システム部部长 2005年 6 月 当社管理本部情報システム部部长 2008年 6 月 当社管理本部経理部部长 2012年 4 月 当社執行役員 2013年 4 月 当社経理・情報システム担当および情報管理担当 2014年 4 月 当社常務執行役員 2015年 5 月 当社経理・財務・情報システム担当および情報管理担当 2015年 6 月 当社取締役 現在に至る 2016年 4 月 当社専務執行役員 2016年12月 当社経理・財務・情報システム担当およびグループ情報管理担当 2017年 6 月 当社経理・財務・情報システム管掌およびグループ情報管理担当 2018年 4 月 当社経理・財務・情報システムおよびグループ情報管理担当 2020年 4 月 当社社長付 現在に至る</p>
	<p>監査役候補者とした理由 後分雅史氏は、長年にわたり経理・財務・情報システム部門で培った豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p>	<p style="text-align: center;">あか まつ いく こ 赤松育子 (1968年2月27日生)</p> <p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 </p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1995年1月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 現在に至る 2008年4月 公認不正検査士登録 現在に至る 2010年12月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主任研究員 2019年4月 学校法人産業能率大学総合研究所経営管理研究所主幹研究員 2019年7月 日本公認会計士協会理事 現在に至る</p> <hr/> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士 ・公認不正検査士 ・日本公認会計士協会理事 ・株式会社新生銀行社外監査役
	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>赤松育子氏は、公認会計士・公認不正検査士としての専門的な知識・見識、豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外監査役および社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 波光史成氏および赤松育子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約の概要
- (1) 波光史成氏と当社との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案において同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 本議案において赤松育子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記(1)と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 独立は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有していることを表すものです。
5. 当社は、波光史成氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、赤松育子氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 後分雅史氏は、2020年6月19日付で東洋鋼板株式会社および東洋エアゾール工業株式会社の監査役、2020年6月23日付で東洋ガラス株式会社の監査役、2020年6月24日付で東洋製罐株式会社の監査役に就任する予定であります。

(ご参考) 当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役*1および社外監査役*2(以下、併せて「社外役員」といいます。)を独立役員として認定するための独立性に関する基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

【独立性判断基準】

以下のa.からg.に掲げる者に該当しないこと。

- a. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社(以下、併せて「当社グループ」といいます。)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、または使用人に該当する者。
- b. 現在または過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先*3または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者*4に該当する者。
- c. 現在または過去3年間に於いて、当社の大株主*5(当該大株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)または当社グループが大株主である企業等の業務執行者に該当する者。
- d. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタントに該当する者。
- e. 現在または過去3年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする法律事務所、監査法人、税理士法人その他のコンサルティング・ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは使用人に該当する者。
- f. 現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから年間1,000万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者に該当する者。
- g. 以下に掲げる者の配偶者または2親等以内の親族に該当する者。
 - ① 現在または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役または重要な使用人*6。
 - ② 上記b.からf.に掲げる者(使用人については、重要な使用人に限る)。

※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

※3 主要な取引先とは、

①当社グループとの取引に於いて、過去3年間のいずれかの事業年度における

i) 当社グループの売上高または仕入高が、各事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先

ii) 取引先グループの売上高または仕入高が、各事業年度における取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先

②当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

※5 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう。

以上

(添付書類)

事業報告 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

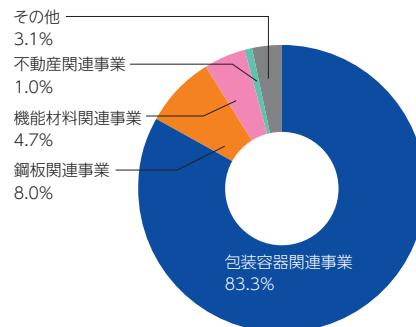
当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、年明け以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業収益や個人消費が急速に悪化するなど、極めて厳しい状況にあります。

このような環境下におきまして、当連結会計年度における当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。**売上高**は、包装容器関連機械設備やパウチなどのプラスチック製品の販売が増加しましたが、機能材料などの販売が減少し、7,908億14百万円(前期比0.3%減)となりました。利益面では、原材料・エネルギー価格が下落したことなどにより、**営業利益**は272億71百万円(前期比7.2%増)、**経常利益**は284億12百万円(前期比2.3%増)となりました。**親会社株主に帰属する当期純利益**は、独占禁止法関連損失および減損損失を計上したことにより、5億200百万円の損失(前期は202億62百万円の純利益)となりました。

各セグメントの営業の概況は次のとおりであります。

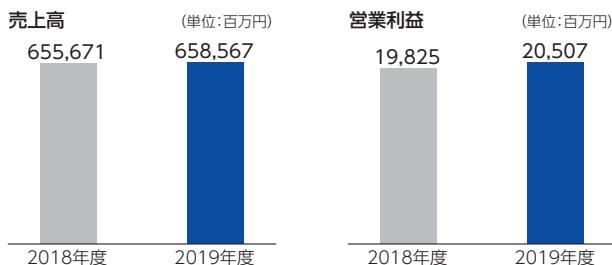
事業区分	売上高		
	当期(百万円)	前期(百万円)	前期比(%)
包装容器関連事業	658,567	655,671	100.4
鋼板関連事業	62,924	61,764	101.9
機能材料関連事業	36,811	41,072	89.6
不動産関連事業	8,019	7,798	102.8
その他	24,490	26,812	91.3
合計	790,814	793,119	99.7

セグメント別売上高構成比



包装容器 関連事業

セグメント別売上高構成比 83.3%



売上高は6,585億67百万円(前期比0.4%増)となり、営業利益は205億7百万円(前期比3.4%増)となりました。

1 金属製品の製造販売



金属製品の売上高は前期並となりました。

《国内》

チューハイ向けのアルコール飲料用空缶が増加しましたが、医療用医薬品向けなどの飲料用空缶が減少したほか、コーヒー向けのキャップが低調に推移したことにより、売上高は前期並となりました。

《海外》

タイにおいてエナジードリンク向けの飲料用空缶が減少しましたが、ビール・清涼飲料向けのキャップが増加したほか、為替の影響により、売上高は前期を上回りました。

2 プラスチック製品の製造販売



プラスチック製品の売上高は前期を上回りました。

《国内》

炭酸飲料向けの飲料用ペットボトルが減少しましたが、住宅用洗剤向けの詰替用パウチなどのフィルムが増加したほか、検査薬向けの容器やゼリー飲料向けのパウチ用キャップが好調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。

《海外》

中国においてお茶類の受託充填品の増加で飲料用ペットボトルが好調に推移しましたが、頭髮用品向けのプラスチックボトルが減少し、売上高は前期並となりました。

3 紙製品の製造販売



アイスクリーム向けのカップが減少しましたが、コンビニエンスストア向けの弁当容器などで新規受注があったほか、乳製品向けなどの段ボール製品が増加し、売上高は前期並となりました。

4 ガラス製品の製造販売



清涼飲料向けなどのびん製品が増加しましたが、飲食店向けの食器などのハウスウエア製品が低調に推移したことにより、売上高は前期を下回りました。

5 エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売



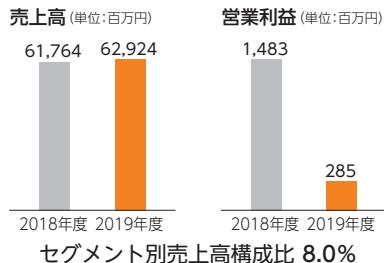
染毛剤のエアゾール製品が減少したほか、頭髮用品などの一般充填品が低調に推移したことにより、売上高は前期を下回りました。

6 包装容器関連機械設備の製造販売



国内の飲料充填設備や海外の製缶・製蓋機械などの販売が増加し、売上高は前期を上回りました。

鋼板関連事業



売上高は629億24百万円(前期比1.9%増)となり、営業利益は2億85百万円(前期比80.8%減)となりました。

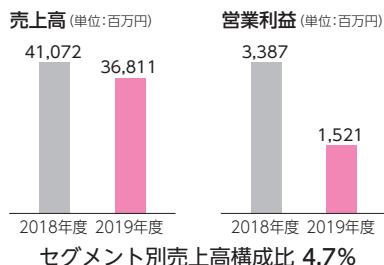
電気・電子部品向けでは、車載用二次電池向けの電池材が増加し、売上高は前期を上回りました。

自動車・産業機械部品向けでは、駆動系部品材などが減少し、売上高は前期を大幅に下回りました。

建築・家電向けでは、冷蔵庫向け扉材などが減少し、売上高は前期を下回りました。



機能材料関連事業



売上高は368億11百万円(前期比10.4%減)となり、営業利益は15億21百万円(前期比55.1%減)となりました。

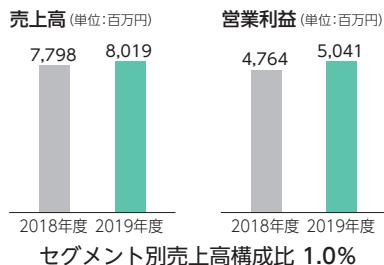
磁気ディスク用アルミ基板では、サーバー向けのハードディスク用途が減少したことなどにより、売上高は前期を大幅に下回りました。

光学用機能フィルムでは、フラットパネルディスプレイの市況が悪化した影響により、売上高は前期を下回りました。

その他、顔料が減少しました。



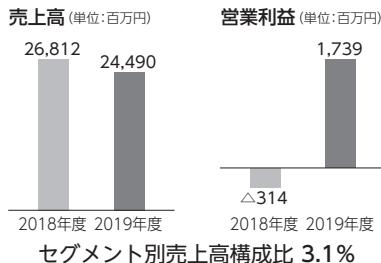
不動産関連事業



オフィスビルおよび商業施設等の賃貸につきましては、売上高は80億19百万円(前期比2.8%増)となり、営業利益は50億41百万円(前期比5.8%増)となりました。



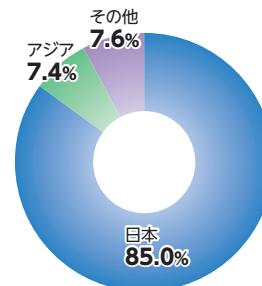
その他



自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売および損害保険代理業などにつきましては、売上高は244億90百万円(前期比8.7%減)となり、営業利益は17億39百万円(前期は3億14百万円の営業損失)となりました。



所在地別セグメント別売上高構成比



所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本では、売上高は6,719億93百万円(前期比0.9%減)、営業利益は202億94百万円(前期比12.0%増)となりました。

アジア(タイ、中国、マレーシアなど)では、売上高は585億23百万円(前期比0.1%減)、営業利益は61億64百万円(前期比16.9%増)となりました。

その他(米国など)では、売上高は602億97百万円(前期比6.7%増)、営業利益は2億46百万円(前期比87.9%減)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の連結子会社数は74社(前期比1社減)、持分法適用関連会社数は4社(前期比増減なし)となりました。当連結会計年度中における連結子会社の減少は、次のとおりであります。

● 減少(1社)

広州東罐商貿有限公司*

*広州東罐商貿有限公司は、2019年12月に清算終了いたしました。

2 設備投資の状況

(1) 当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は588億99百万円で、その主なものは次のとおりであります。

[包装容器関連事業] 455億1百万円

- 東洋製罐株式会社
飲料用ペットボトル製造設備(広島工場)
工場建物増築等(豊橋工場)
- 日本クロージャー株式会社
倉庫棟増築等(小牧工場)
- 東洋ガラス機械株式会社
工場新設等(本社工場)
- Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.
工場新設等(タイ アユタヤ県)

[鋼板関連事業] 59億59百万円

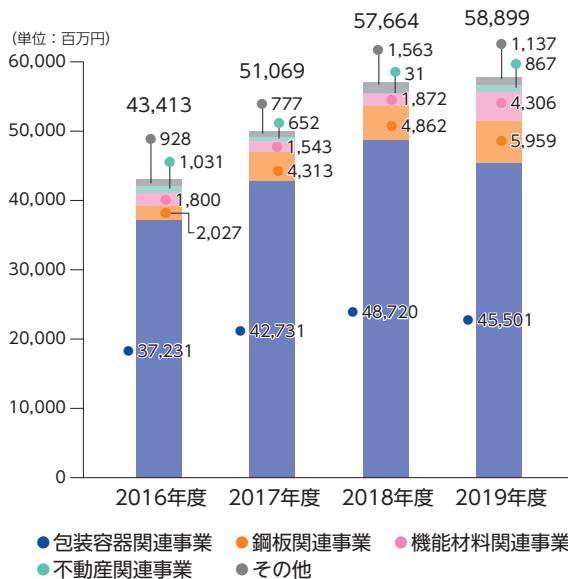
- 東洋鋼鈹株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備(下松事業所)

[機能材料関連事業] 43億6百万円

- 東洋鋼鈹株式会社
光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

[不動産関連事業] 8億67百万円

[その他] 11億37百万円



(2) 当連結会計年度中において完成した設備の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 日本クロージャー株式会社
工場建物増築等(小牧工場)
- Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.
工場新設等(タイ アユタヤ県)

(3) 当連結会計年度末において継続中の設備の新設、拡充の主なものは、次のとおりであります。

[包装容器関連事業]

- 東洋製罐株式会社
飲料用空缶製造設備(石岡工場)
飲料用ペットボトル製造設備(広島工場)
工場建物増築等(豊橋工場)
- 日本クロージャー株式会社
倉庫棟増築等(小牧工場)
- 東洋ガラス機械株式会社
工場新設等(本社工場)
- Toyo Seikan(Thailand) Co., Ltd.
飲料用ペットボトル充填設備等(本社工場)

[鋼板関連事業]

- 東洋鋼板株式会社
ニッケルめっき鋼板製造設備(下松事業所)

[機能材料関連事業]

- 東洋鋼板株式会社
光学用機能フィルム製造設備(下松事業所)

3 資金調達の状況

該当する記載事項はありません。

4 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、当社の連結子会社であるKYテクノロジー株式会社のサイクル関連事業を、2019年4月1日付で、当社の連結子会社である鋼板商事株式会社に吸収分割の方法により承継させました。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する記載事項はありません。

6 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する記載事項はありません。

7 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する記載事項はありません。

8 対処すべき課題

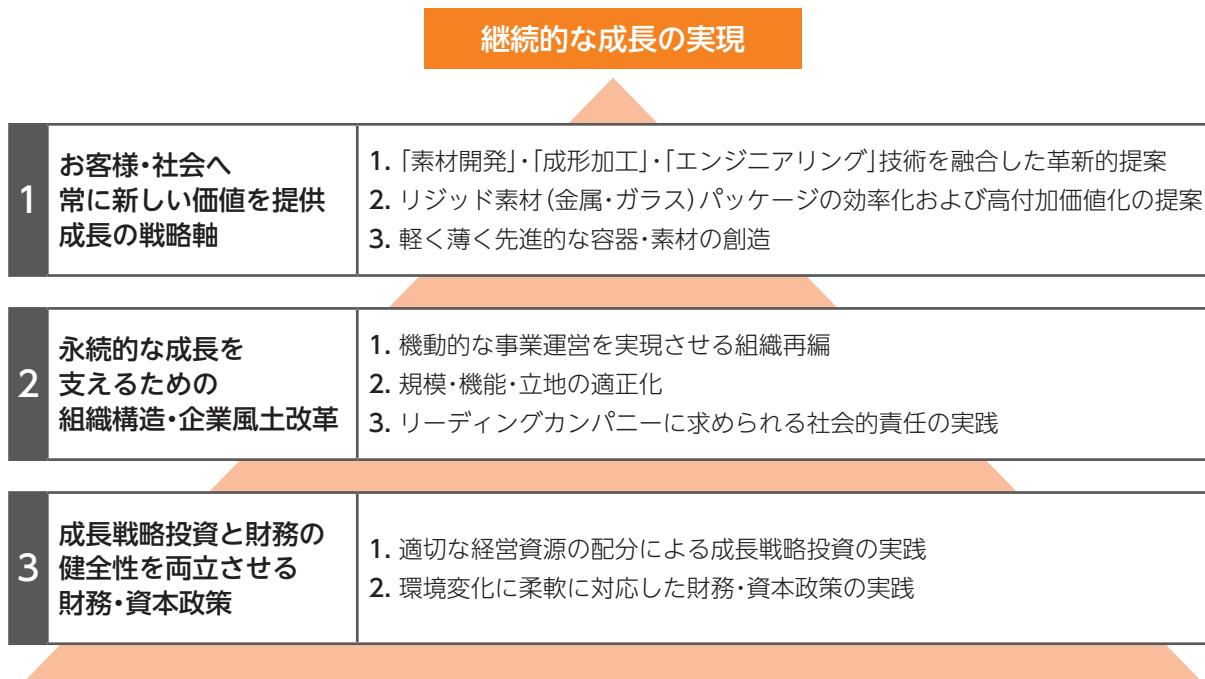
当社グループは、飲料・食品・生活用品などの生活必需品向けの容器をはじめ、人々の生活に密接に関わる製品を提供するとともに、ニーズの変化を的確に捉え、斬新で革新的な製品・サービスの研究開発に取り組んでおります。また、当社グループは、容器を社会インフラの一つであると考えており、新型コロナウイルス感染症の拡大や災害時のような緊急事態においても、総合容器メーカーとしての供給責任を果たしてまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内における包装容器の市場規模拡大が見込まれないと予想されるなか、労働力不足にともなう人件費や物流費の高騰、お得意先における飲料用ペットボトルの自社製造の拡大など、厳しさを増しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭内消費の増加にともなう容器の需要増も一部では見込まれるものの、イベント・レジャー・外食産業等における消費の低迷などが懸念されております。

このような事業環境下において、2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」(以下、「本中期経営計画」といいます。)は最終年度を迎えます。本中期経営計画において、2018年度を「創業的出直し」の年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策を進めることを基本戦略とし、持続的な成長を目指しております。

本中期経営計画の概要およびその進捗状況は次のとおりです。

【「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」における基本戦略】



(1) お客様・社会へ常に新しい価値を提供いたします

東洋製罐グループが有する素材開発・成形加工・エンジニアリングの3つの技術を融合させ、人々の暮らしをより豊かにし、環境にやさしい新しいしくみを提案いたします。

〈進捗状況〉

- 当社グループは、以下のとおり、消費者やお得意先などのニーズを汲み、あらゆる素材を取り扱う当社のシーズをもとに開発した多岐にわたる付加価値製品をもって、市場の開拓に努めております。
 - －「aTULC」と新開発の蓋の組み合わせによりワインの保存・フレーバー保持期間を2倍に延長
 - －日本酒向けの飲料缶充填機をコンパクト化し、地域イベントなどの小ロット生産に対応することで、充填設備レンタル事業によって地域創生に貢献

- ー海洋プラスチックごみ問題への対応として、プラスチックの使用量削減を目的としたプラスチック素材から紙素材への切り替え需要に応える各種紙容器を開発
- ー環境に配慮したEV・ハイブリッド車向けの車載用二次電池の需要増に対応し、ニッケルめっき鋼板を増産

(2) 持続的な成長を支えるための組織構造・企業風土改革を進めます

次の3つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 機動的な事業運営を実現させる組織再編
- 規模・機能・立地の適正化
- リーディングカンパニーに求められる社会的責任の実践

〈進捗状況〉

- 当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、アルコール飲料向けのアルミ缶の需要拡大にともなう生産能力増強を目的として、同社石岡工場にIoTを活用し、自動化・省人化を進めたアルミ飲料用空缶製造設備を増設することを決定いたしました。東洋製罐株式会社は、当該アルミ飲料用空缶製造設備において、製造工程における省資源・省エネルギー化の促進による環境負荷低減および新技術導入による世界最軽量のアルミ缶製造の実現を目指しております。なお、当該設備は、2021年4月以降の稼働を予定しております。

(3) 成長戦略投資と財務の健全性を両立させる財務・資本政策を進めます

次の2つの方針を軸として各種施策を実行いたします。

- 適切な経営資源の配分による成長戦略投資の実践
- 環境変化に柔軟に対応した財務・資本政策の実践

〈進捗状況〉

- 当社の連結子会社であるBangkok Can Manufacturing Co., Ltd.は、タイにおける飲料用空缶の需要増に対応することを目的として新工場を建設いたしました。なお、新工場は、2019年11月より稼働しております。
- 東洋製罐株式会社は、豊橋工場において、今後の伸長が見込まれるフィルムパウチやプラスチックカップといった軟包装容器の製造・販売を行っております。同容器の増産対応および生産性の大幅な向上を目的として、新工場棟を建設いたしました。なお、新工場棟は、2020年6月より順次稼働する予定です。
- 今後の成長投資に向けた資産・財務の健全化および資本効率の改善によって企業価値の最大化を図ることを目的として、本中期経営計画の期間内において、300億円規模の自己株式の取得を決定し、2018年度に199億円分(9,523,300株)、2019年度に99億円分(5,265,300株)、累計299億円分(14,788,600株)の自己株式を取得いたしました。

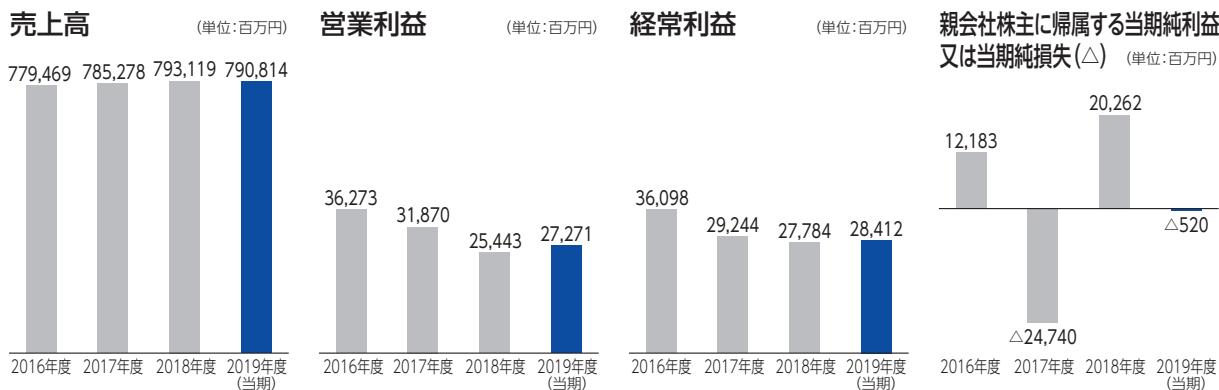
当社グループを取り巻く事業環境は、より一層厳しさを増すことが想定されますが、本中期経営計画の諸施策を着実に遂行することで、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9 財産および損益の状況

区 分	第104期 2016年度	第105期 2017年度	第106期 2018年度	第107期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高	779,469百万円	785,278百万円	793,119百万円	790,814百万円
営業利益	36,273百万円	31,870百万円	25,443百万円	27,271百万円
経常利益	36,098百万円	29,244百万円	27,784百万円	28,412百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	12,183百万円	△24,740百万円	20,262百万円	△520百万円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	60.06円	△121.96円	103.05円	△2.71円
総資産	1,140,003百万円	1,113,994百万円	1,068,781百万円	1,025,095百万円
純資産	725,838百万円	720,207百万円	649,812百万円	624,513百万円
1株当たり純資産	3,234.69円	3,193.97円	3,239.81円	3,184.56円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2018年度から適用しており、2016年度および2017年度については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。



10 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する記載事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東洋製罐株式会社	1,000百万円	100.0%	金属製品およびプラスチック製品などの製造販売
東洋鋼板株式会社	5,040	100.0	ぶりき、薄板および各種表面処理鋼板ならびに各種機能材料などの製造販売
東罐興業株式会社	1,531	100.0	紙容器製品およびプラスチック製品の製造販売
日本クロージャー株式会社	500	100.0	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
東洋ガラス株式会社	960	100.0	ガラスびんの製造販売
メビウスパッケージング株式会社	1,000	100.0	プラスチック製品などの製造販売
東洋エアゾール工業株式会社	315	100.0	エアゾール製品および一般充填品の受託製造販売
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	310	100.0	塗薬・顔料・ゲルコート・微量要素肥料などの製造販売
日本トーカンパッケージ株式会社	700	55.0 [55.0]	段ボール製品および紙器製品などの製造販売
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	1,800 百万バーツ	99.9 [99.9]	飲料用空缶の製造販売
Crown Seal Public Co., Ltd.	528 百万バーツ	47.6 [47.6]	金属キャップおよびプラスチックキャップの製造販売
Stolle Machinery Company, LLC	—	100.0 [100.0]	製缶・製蓋機械の製造販売および各種サービス

- (注) 1. 議決権比率のうち、[]内は、間接比率を示す内数であります。
 2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	東洋製罐株式会社
特定完全子会社の住所	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	195,247百万円
当社の総資産額	586,909百万円

3. 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社は、2020年4月1日付で商号を「東罐マテリアル・テクノロジー株式会社」から「TOMATEC株式会社」に変更しております。

11 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
包装容器関連事業	金属製品・プラスチック製品・紙製品・ガラス製品の製造販売、エアゾール製品・一般充填品の受託製造販売、包装容器関連機械設備の製造販売
鋼板関連事業	鋼板および鋼板の加工品の製造販売
機能材料関連事業	磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルム・塗薬・顔料・ゲルコート・微量元素肥料などの製造販売
不動産関連事業	オフィスビル・商業施設などの賃貸
その他	自動車用プレス金型・機械器具・硬質合金および農業用資材製品などの製造販売、石油製品などの販売、損害保険代理業

12 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

会社名	主要な拠点	
当社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
東洋製罐株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千歳(千歳市)、仙台(仙台市宮城野区)、石岡(石岡市)、久喜(久喜市)、埼玉(比企郡吉見町)、横浜(横浜市鶴見区)、静岡(牧之原市)、豊橋(豊橋市)、滋賀(東近江市)、茨木(茨木市)、大阪(泉佐野市)、広島(三原市)、基山(三養基郡基山町)
東洋鋼鈑株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	下松(下松市)
東罐興業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、小牧(小牧市)、福岡(宮若市)
日本クロージャー株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	石岡(石岡市)、平塚(平塚市)、小牧(小牧市)、岡山(勝田郡勝央町)
東洋ガラス株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	千葉(柏市)、滋賀(湖南市)
メビウスパッケージング株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	茨城(猿島郡五霞町)、川崎(川崎市川崎区)、摂津(摂津市)、泉佐野(泉佐野市)
東洋エアゾール工業株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	筑波(龍ヶ崎市)、川越(川越市)、三重(伊賀市)
東罐マテリアル・テクノロジー株式会社	本社	大阪府大阪市北区大淀北二丁目1番27号
	工場	大阪(大阪市北区)、小牧(小牧市)、九州(中間市)
日本トーカンパッケージ株式会社	本社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
	工場	仙台(黒川郡大和町)、福島(いわき市)、茨城(猿島郡五霞町)、古河(古河市)、栃木(さくら市)、埼玉(草加市)、相模原(相模原市南区)、厚木(綾瀬市)、静岡(掛川市)、愛知(安城市)、滋賀(草津市)、大阪(摂津市)、福岡(糟屋郡新宮町)
Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.	本社	タイ(パトゥムターニー県)
	工場	タイ(パトゥムターニー県、アユタヤ県)
Crown Seal Public Co., Ltd.	本社	タイ(パトゥムターニー県)
	工場	タイ(パトゥムターニー県)
Stolle Machinery Company, LLC	本社	米国(デラウェア州)
	工場	米国(コロラド州)

(注) 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社は、2020年4月1日付で商号を「東罐マテリアル・テクノロジー株式会社」から「TOMATEC株式会社」に変更しております。

13 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
包装容器関連事業	15,180[2,771]名	増 284[減 100]名
鋼板関連事業	1,520[141]	増 22[減 6]
機能材料関連事業	1,243[118]	減 16[増 21]
不動産関連事業	7[2]	増 1[増 1]
その他	910[127]	増 18[増 16]
全社(共通)	447[15]	増 48[減 2]
合計	19,307[3,174]	増 357[減 70]

(注) 1. 従業員数は就業人員数(企業集団から企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	336[11]名	増 37[減 1]名	43.0歳	17.5年
女 性	111[4]	増 11[減 1]	38.3	12.6
合 計	447[15]	増 48[減 2]	41.8	16.3

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には嘱託契約の従業員、準社員およびアルバイトを含み、派遣社員を除いております。

3. 当社の従業員の全てはセグメント区分上「全社(共通)」に含まれております。

14 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	76,406百万円
三井住友信託銀行株式会社	27,516
株式会社みずほ銀行	12,124

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、2018年2月6日に飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、2019年9月26日、東洋製罐株式会社は、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。これにともない、東洋製罐株式会社は、2020年4月27日に課徴金として120億1,409万円を納付いたしました。

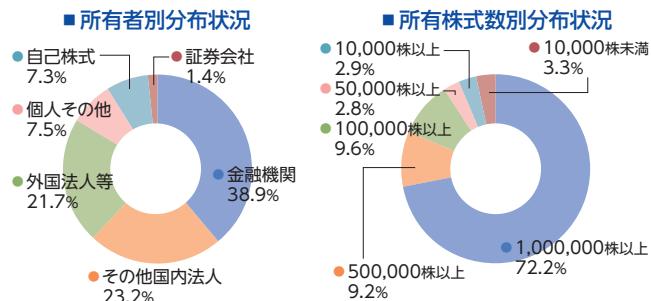
なお、2017年4月20日に同委員会の立ち入り検査を受けた食缶の取引に関しては、2019年9月26日、東洋製罐株式会社は、将来的に独占禁止法違反につながるおそれのある行為があったとして同委員会より注意を受けております。

当社グループは、当該命令を受けましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、引き続き、グループを挙げてコンプライアンス体制の一層の強化を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

II 会社の現況

1 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	450,000,000株
(2) 発行済株式の総数	202,862,162株
(3) 株主数	5,624名



(4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,089千株	15.5%
学校法人東洋食品工業短期大学	16,192	8.6
公益財団法人東洋食品研究所	12,390	6.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,941	5.8
富国生命保険相互会社	5,600	3.0
株式会社三井住友銀行	5,000	2.7
株式会社群馬銀行	4,219	2.2
三井住友信託銀行株式会社	4,200	2.2
東洋インキSCホールディングス株式会社	3,798	2.0
公益財団法人阪急文化財団	2,940	1.6

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式14,790,244株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式14,790,244株を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2019年10月31日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	5,265,300株
株式の取得価額の総額	9,999,869,400円
取得した期間	2019年11月1日～2020年3月9日

2 新株予約権等の状況

該当する記載事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中井隆夫	グループCSR推進委員長 学校法人東洋食品工業短期大学理事長 公益財団法人東洋食品工業短期大学評議委員会会長
代表取締役社長	大塚一男	グループリスク・コンプライアンス委員長 グループ環境委員長 Crown Seal Public Co., Ltd.取締役
取締役副社長	隅田博彦	当社東洋鋼板株式会社経営担当 東洋鋼板株式会社取締役
取締役	後分雅史	専務執行役員 経理・財務・情報システムおよびグループ情報管理担当 東洋製罐株式会社取締役
取締役	副島正和	常務執行役員 経営戦略機能統轄兼IR・グループ調達担当
取締役	室橋和夫	執行役員 秘書・人事およびグループリスク・コンプライアンス担当兼リスク危機管理統括室長
取締役	小笠原宏喜	執行役員 総務・法務担当
取締役	小林秀明	株式会社電算社外取締役
取締役	片山傳生	同志社大学生命医科学部医工学科教授
取締役	浅妻敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
取締役	鈴木博	税理士
取締役	谷口真美	早稲田大学商学学院および同大学大学院商学研究科教授
常勤監査役	大川邦夫	東洋製罐株式会社監査役 東洋鋼板株式会社監査役 東洋ガラス株式会社監査役 東洋エアゾール工業株式会社監査役 公益財団法人東洋食品研究所監事

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	上杉俊隆	東罐興業株式会社監査役 日本フロッジャー株式会社監査役 メビウスパッケージング株式会社監査役 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社監査役 日本トーカンパッケージ株式会社監査役
監査役	小西龍作	日本臓器製薬株式会社代表取締役社長
監査役	波光史成	公認会計士・税理士(税理士法人レゾンパートナーズ代表社員) 昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)
監査役	生田章一	日本経済大学経営学部教授

- (注) 1. 取締役小林秀明氏、片山傳生氏、浅妻敬氏、鈴木博氏および谷口真美氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小西龍作氏、波光史成氏および生田章一氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役小林秀明氏、片山傳生氏、鈴木博氏、谷口真美氏および監査役小西龍作氏、波光史成氏、生田章一氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役浅妻敬氏は、東京証券取引所および当社の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。
 5. 常勤監査役大川邦夫氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役波光史成氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 取締役柴坂守氏は、2019年11月21日に逝去し、同日付で取締役を退任いたしました。
 8. 当事業年度における重要な兼職の退任は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職	退任年月日
取締役	後分雅史	東洋製罐株式会社取締役	2020年3月31日
取締役	片山傳生	同志社大学生命医科学部医工学科教授	2020年3月31日
監査役	生田章一	日本経済大学経営学部教授	2020年3月31日

9. 東罐マテリアル・テクノロジー株式会社は、2020年4月1日付で商号を「東罐マテリアル・テクノロジー株式会社」から「TOMATEC株式会社」に変更しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	基本報酬		賞与		合計
	人数	支給額	人数	引当額	
取締役 (うち社外取締役)	16名 (6名)	331百万円 (37百万円)	13名 (5名)	36百万円 (5百万円)	367百万円 (42百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	67百万円 (20百万円)	5名 (3名)	10百万円 (3百万円)	78百万円 (23百万円)
合計 (うち社外役員)	21名 (9名)	399百万円 (58百万円)	18名 (8名)	46百万円 (8百万円)	445百万円 (66百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第93回定時株主総会において年額430百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第104回定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の取締役の基本報酬の人数・支給額には、2019年6月25日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名および当該取締役に対する支給額が含まれております。
4. 上記の取締役の基本報酬の人数・支給額および賞与の人数・引当額には、2019年11月21日に逝去により退任した取締役1名および当該取締役に対する支給額・引当額が含まれております。

(3) 社外役員の状況

①社外取締役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
小林 秀明	株式会社電算社外取締役
浅 妻 敬	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)

- (注) 1. 当社と株式会社電算との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 2. 当社と長島・大野・常松法律事務所との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

②社外監査役の重要な兼職の状況(他の法人等の業務執行者または社外役員等である場合)

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況
小 西 龍 作	日本臓器製薬株式会社代表取締役社長
波 光 史 成	公認会計士・税理士(税理士法人レゾンパートナーズ代表社員) 昭和化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 当社と日本臓器製薬株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 2. 当社と税理士法人レゾンパートナーズとの間に重要な取引等の特別な関係はありません。
 3. 当社と昭和化学工業株式会社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜・適切に行うなど、経営監視機能を十分に果たしております。

各社外監査役は、取締役会において議案審議等に必要な質問・意見の表明を適宜行うとともに、監査役会において意見交換および監査事項の協議を行うなど、監査機能を十分に果たしております。

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
小林 秀明	社外取締役	13回中13回	—	主に外交官として長年培った国際経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
片山 傳生	社外取締役	13回中13回	—	主に工学および生命医学の大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
浅妻 敬	社外取締役	13回中13回	—	主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
鈴木 博	社外取締役	13回中13回	—	主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
谷口 真美	社外取締役	10回中10回	—	主に国際経営論の大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
小西 龍作	社外監査役	13回中11回	14回中12回	主に経験豊富な経営者の見地から、適宜発言を行っております。
波光 史成	社外監査役	13回中13回	14回中14回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
生田 章一	社外監査役	10回中10回	10回中10回	主に省庁および民間企業等で培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役谷口真美氏は、2019年6月25日開催の第106回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会の回数は10回となります。
2. 監査役生田章一氏は、2019年6月25日開催の第106回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会および監査役会の回数はそれぞれ10回となります。
3. 上記のほか、社外取締役および社外監査役は、代表取締役との意見交換を行う社外役員会議を原則毎月実施するとともに、国内外のグループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。
4. 上記のほか、社外取締役は、代表取締役2名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」において、役員候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などについて議論を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は社外取締役、社外監査役ともに10百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 双研日栄監査法人

(注) 監査法人双研社は、2019年10月1日に日栄監査法人と合併し、名称を「双研日栄監査法人」に変更しております。

(2) 報酬等の額

		支払額
①	当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	53百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	210百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等を精査した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Bangkok Can Manufacturing Co., Ltd.、Crown Seal Public Co., Ltd.およびStolle Machinery Company, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条第1項各号の規定により監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の遂行が確保できない場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

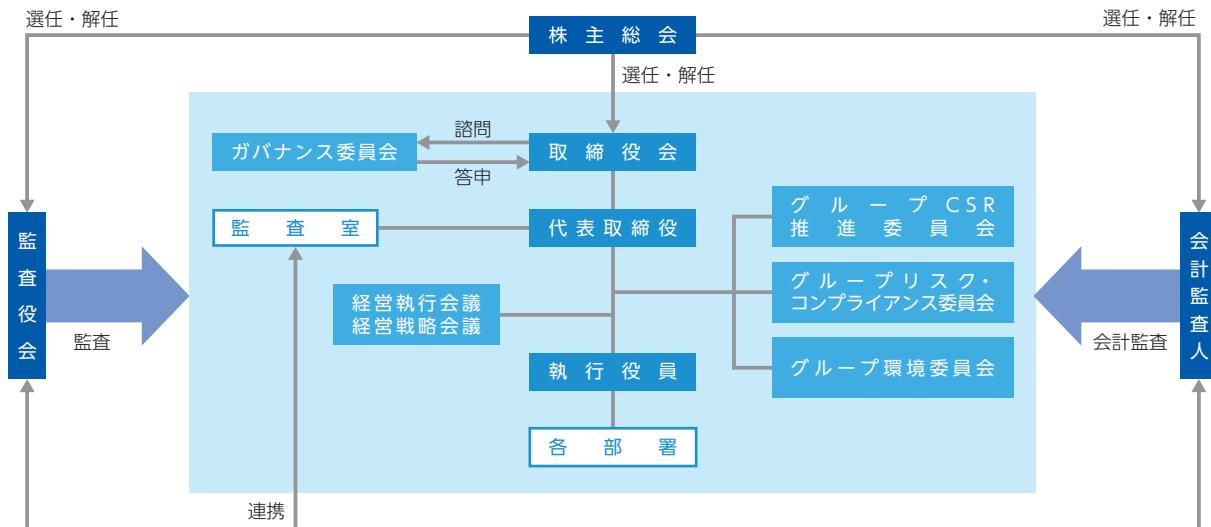
(1) 業務の適正を確保するための体制	
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。	
①	<p>当社およびグループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、当社およびグループ各社に適用される企業行動憲章および企業行動規準を定め、当社およびグループ各社の取締役、執行役員および従業員等(以下、総称して「役員および従業員等」という。)の法令および定款ならびに企業倫理を遵守するための規範とする。</p> <p>(b) 当社は、グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会のもと、役員および従業員等の教育研修を行い、コンプライアンスの周知徹底を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、法令違反その他コンプライアンスに関して疑義ある行為について、従業員等が直接情報提供する手段として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置するとともに当該制度の運用規程を定め、コンプライアンスに関する通報・相談体制を整備して、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見・是正を図る。</p>
②	<p>当社およびグループ各社における取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、法令・社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、審議書・承認書等その他取締役の職務執行にかかる情報を規程に定める保存期間中、適切かつ検索性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し、取締役および監査役による閲覧が可能な状態を維持する。</p> <p>(b) 当社は、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、当社およびグループ各社における情報管理を統括するとともに、情報管理に関する規程を策定し、当社およびグループ各社における情報の適正な管理を図る。</p>
③	<p>当社およびグループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(a) 当社は、「グループリスク及び危機管理規程」を定め、グループリスク・コンプライアンス委員会のもと、グループ全体のリスクおよび危機管理体制を整備するとともに、グループ各社のリスク管理状況を確認し、改善および是正措置を講じる。</p> <p>(b) 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて当社がグループ各社を統括して、またはグループ各社において危機対策本部を設置し、グループ全体の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。</p>
④	<p>当社およびグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、取締役会での決議事項および報告事項を定めるとともに、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、グループ全体の経営方針および経営戦略ならびに業務執行にかかる重要事項について適切かつ迅速に意思決定する。</p> <p>(b) 当社は、経営会議での審議事項および報告事項を定めるとともに、経営会議を原則として月3回開催するほか、適宜臨時に開催し、当社およびグループ各社の重要な業務執行にかかる事項について協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。またグループ各社においても、原則として経営会議等を設置し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社または当社との事前の協議に基づきグループ各社が定めた事務分掌規程、決裁規程および職務権限規程に従い、各担当部門がこれを実施し、取締役は必要に応じて確認・是正する。</p>
⑤	<p>その他当社およびグループ各社における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(a) 当社は、グループ各社の事業を統括する持株会社として、グループ各社と定期的に会議を開催して、事業内容および業績の状況等を確認および検証する。</p> <p>(b) 当社は、「グループ会社経営管理規程」を定め、グループ各社から業務執行の状況等について報告を受ける体制その他経営管理・支援を行う体制を整備し、グループ各社の経営の適正を図る。</p> <p>(c) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用する。</p>
⑥	<p>監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>(a) 取締役は、監査役が必要とする員数を監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき専任の従業員として監査役補助者を任命する。</p> <p>(b) 監査役補助者は、その職務執行にあたり監査役の指揮命令を受け、取締役からは指揮命令を受けない。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任および人事異動については監査役会の同意を得た上で、取締役が決定する。</p>
⑦	<p>当社およびグループ各社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(a) 役員および従業員等は、経営会議等を通じて、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適宜報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および従業員等に対して報告を求めることができるほか、当社およびグループ各社における各種業務の重要な会議に出席できる。</p> <p>(b) 当社の内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社およびグループ各社を対象とした内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。</p>

	<p>(c) 当社およびグループ各社は、役員および従業員等がコンプライアンス上の問題を監査役に適切に報告する体制を整備する。</p> <p>(d) 当社およびグループ各社は、監査役への報告を理由として、報告者がいかなる不利益な取扱いも受けないものとし、それに必要な体制を整備する。</p> <p>⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門および会計監査人と相互に情報・意見交換を行い、監査業務の充実を図る。</p> <p>(b) 監査役は、当社の内部統制の体制の整備および運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。</p> <p>(c) 当社およびグループ各社は、監査役の職務執行について生ずる費用については、監査役の意見を踏まえ、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理する。</p> <p>⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とそのための体制の整備</p> <p>(a) 当社およびグループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で臨み、不当な要求は断固として拒絶し反社会的勢力との関係を遮断する。</p> <p>(b) 当社およびグループ各社は、反社会的勢力への対応について企業行動規準等に定め、役員および従業員等に周知する。また、当社およびグループ各社の総務部門を統括部門として警察等関連機関からの情報収集に努め、当該機関および弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を整備する。</p>
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況	
<p>当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。</p>	
<p>① 内部統制システム全般</p>	
<p>当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しており、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、当社の内部監査部門である監査室により定期的を実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を図っております。また、内部監査の結果については、監査室より取締役会、経営会議および監査役会を通じて当社役員に対して報告されております。</p>	
<p>② リスク管理</p>	
<p>当社およびグループ各社は、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるさまざまなリスクの発生を未然に防止し、当社およびグループ会社の経営基盤の安定化を図るとともに、危機が発生した場合に事業活動を早期に復旧し、継続させるために策定した「グループリスク及び危機管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。当社は、グループのリスク管理および危機管理ならびにコンプライアンスを横断的に統括するグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、同委員会は、重要リスクに関する情報の確認、改善および予防措置を講じております。当社およびグループ各社では、それぞれの管理体制のもとで危機管理規程や危機対応マニュアル等の策定、リスク管理状況のとりまとめなどを行っております。</p> <p>当社は、グループとしての確固たるリスク・危機管理体制を構築することを目的として、2019年10月1日付で、常設のリスク・危機管理を統括する専門部門として「リスク危機管理統括室」を設置いたしました。また、当社は、情報管理体制の強化を目的として、同日付で、グループの情報管理を横断的に統括する「グループ情報管理委員会」を設置したほか、当社の情報管理を統括する「情報管理委員会」を設置いたしました。このほか、新型コロナウイルス感染症への対応としては、2020年2月以降、当社およびグループ各社の役員等で構成される新型コロナウイルス危機対策会議をグループ横断的に毎営業日開催し、海外子会社を含む当社グループ全体を包括した対策を展開しております。従業員の健康を守りながら、社会機能維持として欠かせない飲料・食品・生活用品に携わる当社グループの事業活動に万全を期するため、同会議のもと、本社および営業所等において在宅勤務を推進したほか、各工場の操業においては感染防止策を徹底するなど、感染拡大の防止を図っております。</p>	
<p>③ コンプライアンス</p>	
<p>当社グループは、コンプライアンス意識の浸透や違反行為の未然防止などを図るため、グループリスク・コンプライアンス委員会等の開催や各種教育研修の実施など、組織横断的、機動的にコンプライアンス活動を実施しております。</p> <p>当社およびグループ各社では、従業員等へのコンプライアンス相談窓口の周知および利用環境の整備に努めております。また、コンプライアンス相談窓口へ寄せられた内容については、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、関連部署が責任をもって調査・対応するほか、グループリスク・コンプライアンス委員会において報告されております。</p> <p>また、当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、2018年2月6日に飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、2019年9月26日、東洋製罐株式会社は、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。</p> <p>当社は、これらの事実を厳粛に受け止め、2019年12月20日開催の取締役会において、当社グループにおける独占禁止法遵守体制の確立を目的として、「カルテル決別宣言」を決議いたしました。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">カルテル決別宣言</p> <p>当社グループは、独占禁止法を遵守した公正かつ自由な競争を行い、競争関係にある他の事業者との間で独占禁止法に違反する行為または違反を疑われる行為を行いません。</p> </div> <p>当社グループは法令遵守体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図るべく、以下の事項に取り組んでおります。</p> <p>a. 独占禁止法遵守に関する規程類の厳格化</p>	

	<p>b. 独占禁止法遵守教育の継続的実施 c. 独占禁止法違反行為に対する懲戒処分の明確化 d. 適切な人事ローテーションの実施 e. 内部監査の強化 f. 内部通報制度の利用促進</p> <p>これに加え、グループ各社が制定している「独占禁止法等遵守規程」について、2020年4月30日付で、持株会社である当社においても同規程を新たに制定し、グループ各社に独占禁止法等遵守を強く推進するとともに自らも遵守し、公正かつ自由な競争に基づく事業活動を行っております。</p> <p>当社グループは、これらの取り組みにより、法令遵守体制のさらなる強化を推進し、社会的責任を果たす企業として信頼回復に全力を注いでまいります。</p>
④ガバナンス委員会	<p>当社は、代表取締役2名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。</p>
⑤グループ会社の経営管理	<p>グループ各社の重要な意思決定は、「グループ会社経営管理規程」に基づき、グループ各社における経営会議での審議を経た上で、当社経営会議にて審議しております。</p> <p>当社は、定期的に、主要なグループ会社とグループ経営推進委員会等の会議を開催することなどにより、当社グループの事業上の課題等を共有しております。</p>
⑥監査役職務執行	<p>社外監査役を含む監査役は、監査役会を14回開催するとともに、取締役会への出席および常勤監査役による経営会議への出席を通じて、経営に関する重要事項について報告を受け、業務執行状況を確認しております。</p> <p>社外監査役を含む監査役は、定期的に、当社の代表取締役、主要なグループ会社の代表取締役・監査役および会計監査人と意見交換を実施するなど、適宜連携しております。</p>

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。



〈取締役会〉

取締役会は、経営の意思決定および監督を行う機関として取締役12名（うち社外取締役5名）で構成され、原則として月1回開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期は1年としております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

〈監査役会〉

監査役会は、経営に関する重要事項について監査を行う機関として監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されており、原則として月1回開催しております。

〈経営戦略会議・経営執行会議〉

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、常務執行役員および総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。

なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。

〈監査室〉

法令を遵守した企業活動の徹底を図り、経営の効率性を高めるために監査室を設置し、内部監査の強化に努めております。

〈ガバナンス委員会〉

当社は、代表取締役2名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設置しており、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

〈グループCSR推進委員会〉

グループCSR推進委員会は、グループ横断的にCSR経営を推進するため、CSR活動を推進する仕組みの整備およびCSR活動を実施しております。

〈グループリスク・コンプライアンス委員会〉

グループリスク・コンプライアンス委員会は、グループ横断的にリスク管理および危機管理ならびにコンプラ

イアンスについて統括し、重要なリスクに関する情報確認、改善および予防措置を講じております。

〈グループ環境委員会〉

グループ環境委員会は、グループ横断的に環境経営を推進するため、環境活動を推進する仕組みの整備および環境活動を実施しております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付がなされる場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

(中期経営計画等)

当社グループが2018年5月にスタートさせた2018年度から2020年度までの「東洋製罐グループ第五次中期経営計画」は最終年度を迎えます。本中期経営計画において、2018年度を「創業的出直し」の年として位置づけ、東洋製罐グループの成長戦略とその成長戦略を支える組織構造・企業風土改革、財務・資本政策を進め、持続的な成長を目指しております。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、グループの経営思想である経営理念・信条・ビジョンのもと、企業活動を通じて社会に貢献しつつ、企業価値の向上を図り新たな発展と進化を続けるために、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の重要課題であると位置づけ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これに継続的に取り組んでいます。

①持株会社体制

当社グループは、持株会社体制のもと、グループ全体の経営戦略および目標を明確に定め、グループ内の経営資源の最適配分を行うことにより、機動的かつ効率的な事業運営を推し進めております。これにより、グループ経営戦略の策定機能と業務執行機能を分離し、経営責任体制を明確化しております。

②社外役員の体制

当社は、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性に関する基準を明確にすることを目的として、「社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

取締役会は、取締役12名で構成されており、そのうち独立性を有する社外取締役は5名であり、取締役会における社外取締役の人数は3分の1を超えております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役および社外監査役は、代表取締役との意見交換を行う社外役員会議を原則毎月実施し、経営の透明性や客観性を高めるために忌憚のない意見交換を行うとともに、国内外のグループ会社を適宜視察するなど、積極的な活動を行っております。

これら独立した客観的な立場にある社外取締役や社外監査役により、取締役会において活発な議論が行われるとともに、経営陣のモニタリングが行われており、経営体制に対する監視機能が確保されています。

③業務執行の体制

当社においては、執行役員制度を導入することにより、経営の効率性・機動性を確保するとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図っております。経営の基本方針および諸施策を適切かつ迅速に確立し、経営活動を強力に推進するために、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、常務執行役員および総合研究所長により構成される「経営戦略会議」を月1回開催し、また、常勤取締役、機能統轄責任者、専務執行役員、総合研究所長および主要なグループ会社社長により構成される「経営執行会議」を原則として月2回開催しております。なお、「経営戦略会議」および「経営執行会議」には常勤監査役が出席し、適宜意見を述べております。また、当社は、取締役・執行役員がその役割と責務を適切に遂行するため、必要な知識の習得お

よび継続的な更新を支援することを目的として、各種研修の機会を随時設けております。

これに加え、当社は、代表取締役、取締役候補者および監査役候補者の指名ならびに取締役および執行役員
の報酬などにかかる取締役会の機能の客観性・適時性・透明性をより強化することを目的として、代表取締役
2名および独立性を有する社外取締役5名から構成される任意の諮問機関である「ガバナンス委員会」を設け
ております。

④内部統制システムを運用するための体制

当社およびグループ各社は、内部統制システムを運用しております。当社では、法令を遵守した企業活動の
徹底を図り経営の効率性を高めるため、同システムの整備・運用状況や法令等の遵守状況は、社長直轄の内部
監査部門である監査室により定期的実施される内部監査を通じて確認され、その結果に基づき適宜改善を
図っております。

当社グループは、上記の施策等を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、企業価値ひいては株主共
同の利益の確保・向上を実現してまいります。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するた
めの取組みの具体的な内容の概要

(i)当社は、2018年5月15日開催の取締役会決議及び2018年6月27日開催の第105回定時株主総会決議に
基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新して
おります。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii)本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株
券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え
ています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること
を防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる
際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じる
べきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等
を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求
める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。加えて、当社取締役会は、本プランに定めるところに従い、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。本プランの有効期間は、2018年6月27日開催の第105回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

さらに、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、更新にあたり株主の皆様のご承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非等について株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること、及び有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プラ

ンの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等のみから構成される特別委員会により行われること、特別委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 <2020年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	494,750
現金及び預金	124,643
受取手形及び売掛金	192,926
電子記録債権	25,729
商品及び製品	83,318
仕掛品	17,485
原材料及び貯蔵品	30,672
その他	22,427
貸倒引当金	△2,451
固定資産	530,344
有形固定資産	342,979
建物及び構築物	109,291
機械装置及び運搬具	110,502
土地	82,306
建設仮勘定	27,172
その他	13,706
無形固定資産	29,062
投資その他の資産	158,301
投資有価証券	121,607
退職給付に係る資産	10,512
繰延税金資産	13,202
その他	13,998
貸倒引当金	△1,019
資産合計	1,025,095

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	198,590
支払手形及び買掛金	87,708
短期借入金	24,931
未払法人税等	2,330
役員賞与引当金	418
汚染負荷量賦課金引当金	117
その他	83,083
固定負債	201,990
社債	5,000
長期借入金	109,238
繰延税金負債	9,433
特別修繕引当金	5,671
汚染負荷量賦課金引当金	2,419
役員退職慰労引当金	911
退職給付に係る負債	57,382
その他	11,934
負債合計	400,581
(純資産の部)	
株主資本	542,378
資本金	11,094
資本剰余金	11,468
利益剰余金	549,817
自己株式	△30,003
その他の包括利益累計	56,548
その他有価証券評価差額金	47,995
繰延ヘッジ損益	95
為替換算調整勘定	13,885
退職給付に係る調整累計額	△5,427
非支配株主持分	25,587
純資産合計	624,513
負債及び純資産合計	1,025,095

連結損益計算書 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		790,814
売上原価		676,302
売上総利益		114,511
販売費及び一般管理費		87,240
営業利益		27,271
営業外収益		
受取利息	547	
受取配当金	2,481	
受取賃貸料	1,260	
その他	5,133	9,422
営業外費用		
支払利息	1,404	
固定資産賃貸費用	888	
固定資産除却損	1,243	
為替差損	157	
持分法による投資損失	1,206	
その他	3,381	8,281
経常利益		28,412
特別利益		
移転補償金	2,482	2,482
特別損失		
独占禁止法関連損失	12,052	
減損損失	5,637	
投資有価証券評価損	1,855	
関係会社株式評価損等	2,111	
その他	2,310	23,967
税金等調整前当期純利益		6,927
法人税、住民税及び事業税	5,139	
法人税等調整額	360	5,499
当期純利益		1,427
非支配株主に帰属する当期純利益		1,948
親会社株主に帰属する当期純損失		520

連結株主資本等変動計算書 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,094	11,468	553,742	△20,002	556,303
会計方針の変更による 累積的影響額			△696		△696
会計方針の変更を反映 した当期首残高	11,094	11,468	553,045	△20,002	555,606
当期変動額					
剰余金の配当			△2,706		△2,706
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△520		△520
自己株式の取得				△10,001	△10,001
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△3,227	△10,001	△13,228
当期末残高	11,094	11,468	549,817	△30,003	542,378

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	61,274	△10	11,336	△2,525	70,074	23,434	649,812
会計方針の変更による 累積的影響額							△696
会計方針の変更を反映 した当期首残高	61,274	△10	11,336	△2,525	70,074	23,434	649,115
当期変動額							
剰余金の配当							△2,706
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△520
自己株式の取得							△10,001
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△13,279	106	2,548	△2,902	△13,526	2,153	△11,373
当期変動額合計	△13,279	106	2,548	△2,902	△13,526	2,153	△24,602
当期末残高	47,995	95	13,885	△5,427	56,548	25,587	624,513

計算書類

貸借対照表 <2020年3月31日現在>

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117,950	流動負債	75,250
現金及び預金	74,285	短期借入金	11,648
短期貸付金	37,349	リース債務	93
未収金	7,965	未払金	2,997
その他	305	未払費用	1,539
貸倒引当金	△1,955	未払法人税等	32
固定資産	468,959	預り金	58,880
有形固定資産	29,067	役員賞与引当金	46
建物	20,231	その他	12
構築物	300	固定負債	112,828
機械及び装置	456	長期借入金	105,828
車両及び運搬具	17	リース債務	158
工具器具及び備品	648	繰延税金負債	1,433
土地	7,153	退職給付引当金	71
リース資産	232	アスベスト対策引当金	155
建設仮勘定	27	資産除去債務	582
無形固定資産	1,239	その他	4,599
ソフトウェア	604	負債合計	188,079
その他	635	(純資産の部)	
投資その他の資産	438,651	株主資本	353,501
投資有価証券	104,057	資本金	11,094
関係会社株式	303,181	資本剰余金	1,361
関係会社長期貸付金	31,229	資本準備金	1,361
その他	265	利益剰余金	371,048
貸倒引当金	△83	利益準備金	2,773
資産合計	586,909	その他利益剰余金	368,275
		固定資産圧縮積立金	266
		別途積立金	328,441
		繰越利益剰余金	39,567
		自己株式	△30,003
		評価・換算差額等	45,329
		その他有価証券評価差額金	45,329
		純資産合計	398,830
		負債及び純資産合計	586,909

損益計算書 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社経営管理料	3,502	
関係会社業務受託収入	5,034	
関係会社受取配当金	8,229	
不動産賃貸収入	6,605	23,372
営業費用		
不動産賃貸費用	2,982	
一般管理費	10,468	13,451
営業利益		9,921
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,499	
為替差益	390	
関係会社貸倒引当金戻入額	1,266	
その他	713	5,869
営業外費用		
支払利息	880	
その他	399	1,279
経常利益		14,510
特別損失		
投資有価証券評価損	1,558	1,558
税引前当期純利益		12,951
法人税、住民税及び事業税	1,222	
法人税等調整額	348	1,571
当期純利益		11,380

株主資本等変動計算書 <2019年4月1日から2020年3月31日まで>

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,094	1,361	2,773	268	328,441	30,892	362,375
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△1		1	—
剰余金の配当						△2,706	△2,706
当期純利益						11,380	11,380
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△1	—	8,675	8,673
当期末残高	11,094	1,361	2,773	266	328,441	39,567	371,048

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△20,002	354,828	57,840	15	57,856	412,684
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△2,706				△2,706
当期純利益		11,380				11,380
自己株式の取得	△10,001	△10,001				△10,001
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△12,511	△15	△12,527	△12,527
当期変動額合計	△10,001	△1,327	△12,511	△15	△12,527	△13,854
当期末残高	△30,003	353,501	45,329	—	45,329	398,830

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

代表社員 公認会計士 渡辺邦厚 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 淡路洋平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋製罐グループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

東洋製罐グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

代表社員 公認会計士 渡辺邦厚 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 淡路洋平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋製罐グループホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を企業会計審議会制定の「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の独占禁止法に係る件については、グループ全体で再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
なお、従来から当社の会計監査人である監査法人双研社は、2019年10月1日に日栄監査法人と合併し、双研日栄監査法人に名称を変更いたしました。

2020年5月29日

東洋製罐グループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	大川邦夫	㊟
常勤監査役	上杉俊隆	㊟
社外監査役	小西龍作	㊟
社外監査役	波光史成	㊟
社外監査役	生田章一	㊟

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大崎フォレストビルディング 2階会議室

東京都品川区東五反田二丁目18番1号
電話 03-4514-2000

交通

五反田駅 徒歩8分

- JR山手線 中央改札口東口
- 都営浅草線 A3出口
- 東急池上線 改札口

大崎駅 北改札東口 徒歩6分

- JR山手線
- JR湘南新宿ライン
- JR埼京線
- 東京臨海高速鉄道りんかい線



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。